

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

福 島 県 企 業 局

○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程

等の一部を改正する規程

福 島 県 病 院 局

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程

福 島 県 教 育 委 員 会

○技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

規 則

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福 島 県 規 則 第 五 十 八 号

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成二十年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十二年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」とあるのは、「給料の月額」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事課)

福 島 県 企 業 局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年11月30日

福島県知事 佐藤雄平

福 島 県 企 業 局 管 理 規 程 第 7 号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程

(福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の10第5項第4号中「第56条の2第3項各号」を「第56条の3第3項各号」に、「掲げる」を「定める」に、「の規定」を「に掲げる者」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。
2 当分の間、職員(企業行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該特定職員の給料月額から、当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
(福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 2 条

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「相当する額」の次に「(福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第2項の規定により給料月額が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中第8条の10の改正

規定は、公布の日から施行する。
 (平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
 (経営企画課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成22年11月30日

福島県病院事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第9号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程

(福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部改正)
 第1条 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。
 附則に次の2項を加える。

6 当分の間、職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の給料月額から、当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級
病院行政職給料表	6級

病院医療職給料表(2)	6級
病院医療職給料表(3)	6級

7 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。
 (福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年福島県病院局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「相当する額」の次に「(福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第6項の規定により給料月額が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 (平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
 (病院総務課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十二年十一月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成二十年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
 附則に次の一項を加える。

- 平成二十二年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に一

円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額（を減じた額）とあるのは、「給料の月額」とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（職 員 課）